



最近ではリタイア後に海外で悠々自適に生活するという人も増えてきているようですが、このコラムをお読みの人の多くは、おそらく日本で生活して一生を終える人が多いのではないかと思います。

相続税に関しては、全ての人のすべての財産に課税されるというわけではなく、実は課税される人、一部課税される人、まったく課税されない人に分かれます。

よく金持ち優遇だといわれることも多い日本の税制ですが、**相続税について納税義務のある人は「制限納税義務者」と「無制限納税義務者」という大きくは二つに分けられています。**制限納税義務者とは「相続した財産のうち、日本国内にある財産についてのみ税金が課税される人」のことを言い、無制限納税義務者とは「相続した財産が世界中のどこにあってすべての財産について税金が課税される人」のことを言います。今回は税制改正によるリスクの紹介のため、納税義務と課税財産の範囲の詳細は省略します。

厳密には違うのですが簡単に言うと、**制限納税義務者とは「日本に住んでいない人」で、無制限納税義務者とは「日本に住んでいる人」**です。日本に住んでいる人はわかりやすいですが、日本に住んでいない人については法律で、**どの程度の期間日本に住んでいなければ制限納税義務者になるのかという定義がされています。**「日本に住んでいたかどうか」というのは平成 12 年までは通達で「概ね一年以上日本に住んでいない人」が制限納税義務者とされていましたが、**法改正により「5 年以上日本に住んでいない人」と**されました。

そのきっかけは多額の贈与税を免れるために専門家のアドバイスを受けながら海外生活を行い、制限納税義務者になることによって、財産を海外に移転させ、その海外に存する財産を贈与したのです。法律通りに行けばこの場合贈与税を課税することはできません。しかし免れた税金の額が 1,000 億円を超える規模だったため、国税当局が悪質であると職権で課税したのです！その後当然裁判になり、国税側敗訴という結果になりました。その贈与当時の制限納税義務者の判定のための期間が 1 年でした。日本は憲法で財産権が保証されています。その為、ある意味国等による財産権の侵害に当たりかねない税金については租税法律主義を採用しており、どんな税金でも法律に規定されないものは、仮にその行為が悪質であっても税金を課税することができないのです。この事件をきっかけに、このようなことが起きにくくするため、判定期間を 5 年に延長されました。



そして、**平成 29 年の税制改正により、この期間が「10 年」に延長**されました。もしも税金が数十億円以上も少なくなるのであれば、5 年程度の海外生活を目論む人もまだまだいたかもしれません。すでに海外に居住して準備していた人もいるかもしれませんね。しかし、10 年となるとどうでしょうか？なにしろ人生の 10 分の 1 以上の期間です。その間の生活もありますし、そもそもその間に財産の価値が大きく下落してしまうかもしれませんし、関係者が無事であるかどうか不透明になってきます。節税のためにすでに海外に移り住んで間もない人は計画の見直しを迫られることでしょう。